

(様式1)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和元年 月 日

木津川市精華町環境施設組合管理者

宛て

共同企業体の名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

令和元年10月28日に入札公告のありました下記工事の一般競争入札に参加する資格の確認について、別添資料を添えて申請します。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 工事場所
- 4 添付書類

一般競争入札参加資格確認資料等

ア (代表者) 経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書) の写し

(構成員) 経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書) の写し

イ 配置予定技術者調書

ウ 解体・撤去工事に係る施工実績調書

エ 特定建設工事共同企業体協定書 (甲型) の写し

オ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

連絡先 会社・部課名  
担当者氏名  
電話 / fax  
e-mail

(様式2-1)

## 配置予定技術者調書 (代表者)

次の工事に対する配置予定技術者は、下記のとおりです。

共同企業体の名称： \_\_\_\_\_  
(代表者名： \_\_\_\_\_)

工事名： \_\_\_\_\_

配置予定者 (監理技術者)	ふりがな		
	氏名		
法令による 資格・免許	資格種別	交付(登録)番号	交付(取得)年月日
	監理技術者資格		

(注)

1. 資格種別欄には、監理技術者資格のほか、資格を証明する資格(1級建築施工管理技士等)の交付(登録)番号、交付(取得)年月日を記入すること。
2. 資格を証明する資料(監理技術者資格者証(表・裏)、監理技術者講習修了証、1級技術検定合格証明書等の写し)を添付すること。

(様式2-2)

## 配置予定技術者調書 ( 構 成 員 )

次の工事に対する配置予定技術者は、下記のとおりです。

共同企業体の名称： \_\_\_\_\_  
(構成員名： \_\_\_\_\_ )

工事名： \_\_\_\_\_

配置予定者 (主任技術者)	ふりがな		
	氏 名		
法令による 資格・免許	資格種別	交付(登録)番号	交付(取得)年月日

(注)

1. 資格種別欄には、資格を証明する資格(監理技術者資格、1級建築施工管理技士等)の交付(登録)番号、交付(取得)年月日を記入すること。
2. 資格を証明する資料(監理技術者資格者証(表・裏)、監理技術者講習修了証、1級技術検定合格証明書等の写し)を添付すること。

(様式3)

## 解体・撤去工事に係る施工実績調書

共同企業体の名称：\_\_\_\_\_

項目 \ 番号		No.1	No.2
工 事 名 称 等	工 事 名		
	発 注 機 関		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	千円	千円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単 体 / J V ( J V ) , 出 資 比 率 %	単 体 / J V ( J V ) , 出 資 比 率 %
工 事 概 要 等	施 設 名 称		
	工 事 概 要		
	そ の 他		

※ 1) 受注形態等欄は単体・JVいずれかに○をつけ、JVの場合は構成員名及び出資比率を記入すること。

※ 2) その他欄は特記すべき事項がある場合に記入すること。

## 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）木津川市精華町環境施設組合発注に係る 打越台環境センター解体・撤去工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。）の請負
- （2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有してゐたところの出資の割合を、残存構成員が有してゐる出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外1社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟



# 特定建設工事共同企業体委任状

令和元年 月 日

木津川市精華町環境施設組合管理者

宛て

特定建設工事共同企業体の名称

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

所在地

構成員 商号又は名称

代表者氏名

印

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、木津川市精華町環境施設組合が発注する打越台環境センター解体・撤去工事に係る次の権限を委任します。

(委任事項)

- 1 工事の入札に関する権限
- 2 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 5 工事の入札に関して復代理人を選任する権限

記

(代理人)

特定建設工事共同企業体の名称

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

所在地

代表者 商号又は名称

代表者氏名

印